

令和4年1月26日

新型コロナウイルス拡大防止協力金事業の予定について

長野県

1 概要

長野県からの要請（期間：令和4年1月27日（木）～2月20日（日））に応じて、営業時間の短縮等に全面的にご協力をいただき、支給要件に適合する事業者の皆様に、協力金を支給します。

【協力金 LINE アカウントを開設しました】

右のQRコードをLINEアプリの「友だち追加」→「QRコード」で読み込んでください。申請開始日などが決まったところでお知らせします。また、申請期限が近付いたときにもお知らせします。



2 今後のスケジュール（ご注意：要請期間を延長する場合は、変更になります）

- (1) 申請要項・様式公表 2月下旬（予定）（県のホームページに掲載、県の各地域振興局等にて配布）
- (2) 申請期間・支給時期 未定（要項公表時にお知らせします。申請は時短要請終了後からとなります。）

3 協力金の支給額等（2019年、2020年又は2021年の対象時期の売上高等に応じて変動します）

「信州の安心なお店」認証店は（1）、（2）から選んでください。期間中の変更はできません。認証を受けていない店舗は（1）になりますが、期間中に認証を受ければ、認証日から（2）に変更することができます。

なお、要請期間の短縮や延長があった場合は、その日数に応じて総支給額は変更になります。

認証を受けていない店舗（非認証店）で、要請期間中に認証を取得したい方は、

至急「信州の安心なお店 応援キャンペーン事務局」までご連絡ください。

電話 026-217-5219 E-mail nagano2021ansin@tobutoptours.co.jp

(1) 営業時間を20時までに短縮し、酒類の提供をしない（持込も受けない）店舗

【中小企業の場合】1店舗当り 3万円/日～10万円/日 25日間で75万円～250万円

店舗の1日当りの平均売上高※に0.4をかけて計算し、平均売上高7.5万円（税抜）以下なら3万円/日（下限額）、平均売上高25万円（税抜）以上なら10万円/日（上限額）とします。

大企業（資本金5,000万円超かつ従業員50人超（カラオケ店、宿泊業は100人超））及び希望する中小企業の支給日額については、1日当りの平均の売上高減少額※に0.4をかけて計算します。（下限なし、上限20万円/日）

※ 要請対象外のテイクアウト・デリバリー等の売上や飲食業以外の営業・雑収入等は算定対象から除きます。

(2) 「信州の安心なお店」認証店で、営業時間を21時までに短縮し、酒類の提供を選択した店舗

【中小企業の場合】1店舗当り 2.5万円/日～7.5万円/日 25日間で62.5万円～187.5万円

店舗の1日当りの平均売上高※に0.3をかけて計算し、平均売上高8万3,333円（税抜）以下なら2.5万円/日（下限額）、平均売上高25万円（税抜）以上なら7.5万円/日（上限額）とします。なお、認証を受けた大企業及び希望する中小企業は、平均の売上高減少額×0.4か、平均の売上高×0.3のいずれか低い額とします。（下限なし、上限20万円/日）

4 支給対象者

以下の要件を満たし、申請書類（詳細は後日発表）を申請期間内にご提出いただいた事業者

※ 昨年8～9月の第5波の際に協力金を受給した店舗で、かつ、今回、支給日額を下限額（3万円/日）で申請する店舗については、簡易的な申請方式を利用できるようにする予定です。

(1) 指定地域内にある店舗（施設）を管理し経営する事業者（代表者）であること

- | | |
|--------------|--|
| 提出書類
(予定) | <ul style="list-style-type: none">○ 確定申告書類(写)、飲食店（喫茶店）の営業許可証(写)等○ 経理帳簿（直近及び協力金算定の基となる期間の月締め帳簿等）○ 本人確認書類（個人事業者のみ：運転免許証(写)等）○ 預貯金の通帳(写) ※口座番号、口座名義等を記載したページ |
|--------------|--|

- (2) 既に今回の要請以前から、3(1)に該当する店舗は午後8時～翌日午前5時の時間帯に、3(2)に該当する店舗は午後9時～翌日午前5時の時間帯に日常的に夜間営業を行っていたこと。**ご注意**：通常午後8時までに閉店している店舗、宅配・テイクアウト専門店、露店型店舗、漫画喫茶、インターネットカフェ、宿泊施設において宿泊客のみに飲食を提供する施設、スーパーマーケットやコンビニエンスストアなどのイートインスペース、キッチンカー形式の店舗、飲食店(喫茶店)の営業許可を受けていないカラオケボックスには、**要請をしていませんので協力金は支給されません。**

提出書類 ○ 店舗名が入った施設の外景の写真、客席が写った施設の内景の写真 等
(予定) ○ 要請以前の営業時間が入った看板写真・メニュー(写)・HP画面(紙出力) 等

- (3) その他の要請内容にも協力していること(同一グループの同一テーブルでの会食は4人以内とする)。要請の以前から必要な許認可等を取得していること。役員及び従業員等が暴力団員等に該当しないこと。

提出書類(予定) ○ 誓約書(申請書を兼ねた専用様式) ○ 飲食店(喫茶店)の営業許可証(写)

- (4) 1月27日^{※1}から要請終了日までの**全ての日に営業時間短縮^{※2}(又は休業)を行うこと及び酒類を提供しないこと(3(2)を選択した認証店を除く)を店頭の貼り紙やホームページ掲載等で外部に周知**していること。(別紙記載例をご参照ください)

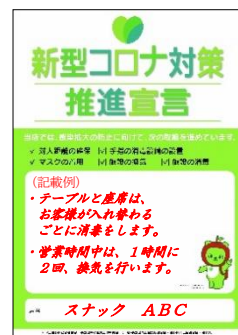
※1 やむを得ない事情により、1月27日、1月27・28日又は1月27～29日に営業時間短縮等ができない場合も、**1月30日以降の全ての日に実施していれば、減額の上、協力金を支給します。**

※2 店内で飲食したお客が要請した終業時間までに**完全に退店**していることが支給の要件です。

提出書類 ○ 時間短縮や酒類を提供しないこと等を周知した貼り紙やHPの画面(紙出力) 等
(予定) 注：要請期間延長の場合は、貼り紙等の記載した終了日を修正してください。

- (5) **業種別ガイドラインを遵守し、「新型コロナウイルス対策推進宣言」等の表示を行っていること。**

- 右のいずれかのステッカー又はポスター(ポスターの場合は、店名及び取組内容を記載)を**掲示した写真を提出**以下のHP又は商工会議所・商工会で入手できます。
- ※「信州の安心なお店」のステッカーは、別途申請手続きが必要になります。



https://www.pref.nagano.lg.jp/service/corona_taisakusengen.html#download

- (6) **その他の必要な要件は、申請要項で定めます。**

5 お問い合わせ先

<協力金について> 新型コロナウイルス拡大防止協力金事務局 (東武トップツアーズ伊那支店)

0265-98-6440 (固定電話)

又は 080-3354-9569 (携帯電話)

<要請内容について> 長野県危機管理部 新型コロナウイルス感染症対策室

026-232-0111 (代表電話)

上記内容は予定です。最新の情報については、下記の県ホームページでお知らせします。

<https://www.pref.nagano.lg.jp/sansei/sangyo/shokogyo/covid19kyouryokukin202201.html>